

裁判員制度

私はいこうみる

④

「裁判員制度はいらない」を出版するなど、弁護士立場から裁判員制度に反対する運動を続けている。

「出版社の編集者が本の紹介文に『裁判員制度は軍国主義の一里塚』と書いてくれたが、言い得て妙だと思う。基本的に辞退できず、嫌でも意見を言わされて国の裁判機能に参画させられる。形を変えた徴兵制で、国民が裁判所に法律で動員される。『お国のために』というのは戦時そのものだ」

「裁判員制度は、被告人にどう影響しそうか。」

「明らかに不利になる。これまで裁判は時間がかかると批判されてきたが、その中で真実が明らかになってきた面もある。私はこれまでに二十

弁護士 高山 俊吉さん (67)

被告人が不利益を被る



たかやま・しゅんきち 東京弁護士会所属。弁護士や大学教授らでつくる交通法科学研究会事務局長。「レーダー事件弁護の手引」「まんがでわかる道交法」など道路交通関係の著書多数（共著含む）。司法制度改革についても活発に発言している。東京都出身。

件ほどの無罪判決にかかわったが、三年以内で無罪になった事件はひとつもない。最長は十五年だ。検察側は権力、組織（人員）、予算を持って

いる。弁護側にあるのは時間だけ。時間をかけて資料を探し、分析し、証人を探し出す。しかし、市民が参加しやすいよう原則三、四回の審理を想定している裁判員制度は、弁護士から時間さえも奪つことになる。無罪判決を勝ち取ることが極めて難しくなる」

「市民が量刑にかかわる点も問題視している。『量刑は非常に難しい。時代、歴史状況、政策目標が反映される。物騒な世の中では治安維持が重視され、『一人一人が厳しく規律を守れ』と、重い方に流れる。刑罰は、さまざまな要素を勘案しながら職業裁判官が決めてきた。知識も経験もない市民に『さあどうぞ』と言っても戸惑うだけだ。また、市民感情を反映

させるといいながら、判例をもとにした量刑表を裁判員に示すのだという。参考になる判例がないと收拾がつかないからだ。裁判官が市民をリードする構造がもうできあがっている」

「政令案で、辞退理由として『精神上の不利益』が認められた。『精神的な不利益を申告す』」

「最高裁は、現在の事件報道では裁判員になる市民に予断を与え、メディア側には是正を求めている。『容疑者の自白内容や状況証拠などを報じるな、ということだが、最高裁の判断基準に従うと、ほとんどの事件記事が書けなくなってしまう。そうなれば、捜査が適正に行われているのかの検証もできなくなる。国民の『知る権利』が奪われる。にもかかわらず、事態の深刻さに気づいているマスコミ人が、少ないように思えてならない」

「賛否両論ある中で、二〇〇九年五月までの導入が迫っている。『裁判員法付則二条には、法律の施行までに『円滑かつ適正に実施できるかどうかの状況に配慮しなければならぬ』とある。現在その状況にあるとは到底言えず、円滑に実施できる状況など考える余地もない」